

おらほの自治会 中町町内会（十和田毛馬内）



月山神社の祭典の様子

中町町内会は毛馬内の中心部に位置し、利便性も良く賑やかな場所にあります。また、毎月開催される定期朝市のほかに月山神社の祭典（毛馬内まつり）や毛馬内盆踊りの会場にもなっているため、伝統文化に触れることができ、こもせ通りの街並みが昔ながらの情緒を感じさせます。

当町内会の歴史は古く、江戸時代後期には既に中町の原形があったといわれており、小真木鉾山（白根金山）の隆盛など毛馬内地域の変遷を見守ってきました。規

模の小さい町内会ですが、地域内でのクリーンアップ活動や自主防災組織を中心とした近隣自治会との合同防災訓練などを行っています。また、近年は毛馬内まつりの際に月山神社に奉納する「毛馬内ばやし」の継承にも励んでいます。屋台の老朽化や演奏する担い手が減少するなか、毛馬内ばやし保存会の協力を得ながら演奏してきました。昨年度から市の集落支援員による協力や補助事業を活用し、県外在住の地元出身者によるお雛子の講習会や屋台の修繕、浴衣の新調など、住民が丸となって伝統文化の継承に取り組んでいます。古くから変わらず受け継いでいるものや近隣自治会との絆を大切にして、皆が元気で長生きできるようにこれからも頑張っていきたいと思っています。



中町町内会 会長

勝又 幹雄さん
Mikio Katsumata



市民共動課 共動推進班
☎ 30-0202

歴史とともに生きる町

世界遺産登録に向けて

大湯ストーンサークル館 ☎ 37-3822

世界遺産

大湯環状列石

世界遺産に登録されるまで

その2

世界遺産に登録されるためには、暫定リストに掲載されることに加え、その資産に「OUV (Outstanding Universal Value)」があることが認められなければなりません。OUVは「顕著な普遍的価値」と訳され、「国の違いを超えて、現代・将来の人類にとって貴重な文化遺産・自然遺産」という意味があります。「顕著な普遍的価値」を評価するため、ユネスコでは「世界遺産条約履行のための作業指針」において、10項目の登録基準を設けています。世界遺産に登録されるためには、この登録基準のうち1つ以上に合致している必要があります。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、採集・漁労・狩猟文化が長期間にわたって継続する中で、環境にに応じて変化してきた定住の

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は登録基準（iii）と（v）に該当

登録基準	内容
(iii)	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
(v)	あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。

※詳細は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟のホームページ参照



Szia! from Sopron

（ショプロンからこんにちは！）

日本語学指導員現地レポート
第10代日本語学指導員 堀川さゆみさん

秋田市出身。大学時代に留学経験があり、帰国後もホームステイの受け入れや、多くの異文化交流プログラムに参加するなど、豊富な国際交流経験を活かし渡航。

ショプロンの朝晩は肌寒く、日中も涼しくなってきました。学生たちの長い夏休みも終わり、新学期が始まりました。日本語教室も9月から再開しました。

こちらでは、8月19日に「パン・ヨーロッパピクニック計画30周年記念式典」が開催されました。「ヨーロッパピクニック」は、ベルリンの壁崩壊のきっかけとなった重要な歴史イベントです。その舞台となったのが、ハンガリー国境にある小さな町ショプロンでした。

時は1989年8月、「鉄のカーテン」が敷かれ、ベルリンの壁があったころのことです。「ショプロンのイベントに参加すれば、西側のオーストリアへ行ける」との噂を聞きつけた数千人の東ドイツ市民がショプロンに集まり、そこで開かれた市民集会「ヨーロッパピクニック」の途中で、東側のハンガリーから西側のオーストリアへ一斉に脱出したのです。人々は歓声を上げたり抱き合ったりして喜んだそうです。



パン・ヨーロッパピクニック計画30周年記念式典の会場で展示されている「ベルリンの壁の一部」の前で



ブログQRコード
ぜひご覧ください

それから30年。30周年を記念する式典にはショプロンの姉妹都市が招待され、鹿角市も参加しました。

私も鹿角市行政訪問団の皆さんに同行し、式典や記念行事に参加しました。教会で行われた式典には、ハンガリーのオルバン・ビクトル首相とドイツのアンゲラ・メルケル首相も参加していました。歴史的なイベントの30周年という節目の年にこのような式典に参加することができ、本当に嬉しく思います。



ECO & LIFE

市民共動課 環境生活班 ☎ 30-0224

ECO

快適な暮らしの情報

10月は食品ロス削減月間です！

「一人ひとりが「もったいない」を意識して行動しよう」

日本では、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が年間643万トン発生しています。食料の多くを輸入に依存している我が国が真摯に取り組むべき課題として、国は令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、10月を食品ロス削減月間と決めました。さまざまな食品が豊富に出回っていますが、食品資源の浪費や環境への負荷といった問題にも目を向け、「もったいない」という意識を持ちましょう。

一人ひとりができることから始め、社会全体で食品ロスの削減を目指し、次の取り組みを実施しましょう。

宴会などで「30・10運動」を実施しましょう

宴会などでは、開始30分はできたての料理を味わい、終了10分前にもう一度料理を楽しみましょう。

これは、食事に集中する時間を作ること、食べ残しを減らす取り組みです。また、外食時には、食べ切れる量を注文するようにしましょう。

期限表示を正しく理解しましょう

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。消費期限は「食べても安全な期限」、賞味期限は「おいしく食べることが出来る期限」です。賞味期限が過ぎてもすぐに廃棄せず、見た目やにおいで判断しましょう。

必要な量だけ購入しましょう

買い物をする際は、事前に冷蔵庫の中を確認し、必要なものだけを買うことを心がけ、期間限定品や特売品など必要以上に買いたないようにしましょう。また、各家庭ですぐに食べる食品は、期限の近いものを購入することを意識しましょう。